伊賀市行政組織条例の一部改正について

伊賀市行政組織条例の一部を次のとおり改正しようとする。 平成25年12月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市行政組織条例の一部を改正する条例

伊賀市行政組織条例(平成 16 年伊賀市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。 第1条及び第2条を次のように改める。

(部等の設置)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。

総務部

企画振興部

財務部

人権生活環境部

健康福祉部

産業振興部

建設部

2 前項に規定する部のほか、次の課を置く。

総合危機管理課

市政再生課

(事務分掌)

第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

- (1) 議会及び市行政一般に関すること。
- (2) 例規及び文書に関すること。
- (3) 市史編さんに関すること。
- (4) 職員に関すること。
- (5) 秘書に関すること。
- (6) 入札及び契約に関すること。
- (7) 建設工事等の検査に関すること。

企画振興部

- (1) 市政の総合的企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域振興に関すること。
- (3) 交通政策に関すること。
- (4) 文化振興に関すること。
- (5) 広報及び広聴に関すること。
- (6) 情報公開及び情報提供に関すること。
- (7) 情報化の推進及び情報処理に関すること。
- (8) 住民自治活動の支援に関すること。
- (9) スポーツの振興に関すること。

財務部

- (1) 予算その他財政に関すること。
- (2) 財産管理に関すること。
- (3) 市税に関すること。

人権生活環境部

- (1) 人権施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画推進施策に関すること。
- (3) 同和施策の企画及び調整に関すること。
- (4) 市民生活及び市民相談に関すること。
- (5) 国際化施策及び多文化共生に関すること。
- (6) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑証明に関すること。
- (7) 住民異動に伴う諸手続に関すること。
- (8) 環境施策の総合的企画、調整及び啓発に関すること。

- (9) ごみ減量の推進に関すること。
- 10 生活環境の保全に係る啓発、指導及び推進に関すること。
- (11) 一般廃棄物の収集・処理に関すること。

健康福祉部

- (1) 社会福祉事業の調整に関すること。
- (2) 生活保護に関すること。
- (3) 健康づくりの総合調整及び推進に関すること。
- (4) 保健指導に関すること。
- (5) 児童福祉及び母子・寡婦福祉に関すること。
- (6) 子育て支援に関すること。
- (7) 保育所の統括管理に関すること。
- (8) 高齢者福祉及び障がい者福祉に関すること。
- (9) 介護保険に関すること。
- (10) 国民健康保険事業に関すること。
- (11) 国民年金に関すること。
- (12) 福祉医療費に関すること。
- (13) 後期高齢者医療に関すること。
- (14) 地域医療に関すること。

産業振興部

- (1) 農林業の振興計画に関すること。
- (2) 農林業及び畜産業の指導並びに振興に関すること。
- (3) 鳥獣害対策に関すること。
- (4) 農業委員会に関すること。
- (5) 耕地、林地及び農林業用施設に関すること。
- (6) 農村施設の整備に関すること。
- (7) 商工業の振興に関すること。
- (8) 労政に関すること。
- (9) 企業の誘致に関すること。
- (10) 観光資源の創出、保存及び振興に関すること。
- (11) 地場産業の振興に関すること。

(12) 中心市街地の活性化に関すること。

建設部

- (1) 土木建設事業の総括監理に関すること。
- (2) 用地取得等に関すること。
- (3) 道路及び橋梁に関すること。
- (4) 河川及び砂防に関すること。
- (5) 下水道に関すること。
- (6) 都市計画に関すること。
- (7) 建築及び営繕に関すること。
- (8) 市営住宅に関すること。
- (9) 建築指導に関すること。
- 2 前条第2項に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合危機管理課

- (1) 危機管理に関すること。
- (2) 防災に関すること。
- (3) 地域安全に関すること。

市政再生課

- (1) 行財政改革に関すること。
- (2) 地方分権に関すること。
- (3) 市長が指定する特命事項に関すること。 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。